

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成27年4月1日

条例第12号

改正 平成29年11月1日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 日額6,000円
- (2) 議員 日額5,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、勤務の実績により、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例(平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第16号。以下「職員等旅費条例」という。)に定める管理者等に支給する額と同額とする。

3 国内において議員が公務のため旅行したときは、前項の規定にかかわらず、日当を支給する。この場合において、当該公務の時間が、1日につき4時間を超える場合の日当の額は、2,600円とし、公務の時間が1日につき4時間以下の場合の日当の額は、1,300円とする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、職員等旅費条例の規定の例により支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年5月10日から適用する。